

70歳以上の高齢ドライバーの運転免許証に係る各種手続き案内

令和5年4月1日版

区分	70歳以上 75歳未満の方	75歳以上の方	臨時認知機能検査	臨時高齢者講習
該当する方	免許証有効期間満了日における年齢が70歳以上 75歳未満の方	免許証有効期間満了日における年齢が75歳以上の方	75歳以上で、一定の違反行為をされた方	臨時認知機能検査の結果、「認知症のおそれあり」となった方（直近の検査で「認知症のおそれあり」又は「旧法検査の第一分類」であった方を除く）
手続きの流れ等	① 講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 高齢者講習を受講する ↓ ④ 免許証を更新する （別途更新手数料が必要）	① 検査・講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 運転技能検査（該当者のみ）・認知機能検査・高齢者講習を受検・受講する ↓ ④ 免許証を更新する （別途更新手数料が必要）	① 臨時認知機能検査通知書が届く ↓ ② 指定の日時・場所で認知機能検査を受検する ↓ ③ 認知機能検査結果通知書が届く（臨時高齢者講習の該当者になれば、臨時高齢者講習通知書が別途届きます。） ↓ 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習は、通知書を受け取った翌日から 1か月以内 に受検・受講する必要があります。	① 臨時高齢者講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 臨時高齢者講習を受講する
手数料 <small>（認定教育・認定検査で実施している自動車学校では異なる場合があります）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者講習 ・ 2時間 （普通自動車対応免許を更新される方） 6,450円 ・ 1時間 （原付、二輪、大特、小特免許のみを更新される方） 2,900円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転技能検査 3,550円 ● 認知機能検査 1,050円 ● 高齢者講習 ・ 2時間 （普通自動車対応免許を更新される方（運転技能検査対象者を除く）） 6,450円 ・ 1時間 （原付、二輪、大特、小特免許のみを更新される方又は運転技能検査対象者） 2,900円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨時認知機能検査 1,050円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨時高齢者講習 ・ 2時間 （普通自動車対応免許の方） 6,450円 ・ 1時間 （原付、二輪、大特、小特免許のみ方） 2,900円
予約方法	各通知書が届いたら、通知書に記載のある自動車学校等へ電話で予約をしてください。（臨時認知機能検査を除く） 広島県警察のホームページに予約状況を掲載しておりますので、予約の参考としてください。			

【お問い合わせ先】 広島県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援室

代表電話：082-228-0110（内線703-321~324）